

事 務 連 絡
平成16年9月1日

各地方整備局総務部契約課長 あて
各地方整備局企画部技術管理課長 あて
各地方整備局営繕部技術・評価課長 あて

大臣官房地方課企画専門官
大臣官房技術調査課課長補佐
大臣官房官庁営繕部計画課課長補佐

ISO9001認証取得を活用した監督業務等の承認に当たって
の「工事成績が全般的に良好であること」の運用について

「工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」については、平成16年9月1日付け国地契第21号、国官技第117号、国営計第65号をもって地方課長、技術調査課長、官庁営繕部計画課長から総務部長、企画部長、営繕部長あて通知されたところであるが、同通知（1(2)及び(4)において「課長通知」という。）の記4(2)口の「工事成績が全般的に良好であること」については、次に掲げるところによることとされたい。

- 1 「工事成績が全般的に良好であること」とは、次の(1)から(4)までを満たすものとする。
 - (1) 申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあつては前々年度及びその前年度）に完成した官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（港湾空港関係を除き、申請工事が土木工事の場合にあつては土木工事、営繕工事の場合にあつては営繕工事に限る。（2）において単に「完成工事」という。）で、その評定点合計が65点未満であるもの（以下「65点未満工事」という。）の件数が3件以下であること。
 - (2) 次のいずれかに該当すること（別表参照）。
 - 65点未満工事の件数を完成工事の件数で除した割合（及び2において、「65点未満工事割合」という。）が10分の1以下であること。
 - 65点未満工事割合が10分の1を超え10分の2以下である場合において、課長通知の記4(2)の平均点が74点以上であること。
 - (3) 65点未満工事に係る評定における減点評価に係る考査項目（細別）について改善策が講じられ、その成果が認められること。
 - (4) その他申請に係る工事成績、品質マネジメントシステム等を総合的に勘案して、課長通知に定める取扱いを受けるにふさわしいと認められること。
- 2 1(2)について、65点未満工事割合が10分の2を超えるときは、原則として「工事成績が全般的に良好であること」とはしないこと。
- 3 1(3)の「成果」とは、例えば、社内で安全対策の強化が行われ、その後の工事において事故がないこと等をいうこと。また、その確認に当たっては、申請者からの聴取りにより行うこと。

別表

(1 (2) の 6 5 点未満工事割合の例)

完成工事件数	6 5 点未満工事の件数	
	1 0 分の 1 以下	1 0 分の 1 を超え 1 0 分の 2 以下
1 ~ 4 件	/	
5 ~ 9 件		1 件
1 0 ~ 1 4 件	1 件	2 件
1 5 ~ 1 9 件		2 件又は 3 件
2 0 ~ 2 4 件	1 件又は 2 件	3 件
2 5 ~ 2 9 件		3 件
~	~	~